

受動喫煙をとりまく環境が変わります

2020年4月1日から全面施行される改正健康増進法をご紹介します！

【表1】施設区分と規制内容

第一種施設 学校、病院、行政機関の庁舎など	敷地内禁煙 ※ ただし、特定屋外喫煙場所（法律や政省令で要件を規定）を屋外に設置可
第二種施設 事業所、飲食店など	原則屋内禁煙 ※ ただし、屋内の一部に喫煙専用室（法律や政省令で要件を規定）を設置可
喫煙目的施設 たばこの販売店やシガーバーなど	原則屋内禁煙 ※ ただし、屋内の全部又は一部に喫煙目的室（法律や政省令で要件を規定）を設置可

※ 旅客運送事業自動車、航空機、鉄道、船舶については上記とは別区分となる

職場における受動喫煙防止対策が強化

2018年7月、「健康増進法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。この健康増進法の改正により、公共施設や多数の者が利用する施設などでの受動喫煙防止対策が強化され、全面施行となる2020年4月1日以降は、義務違反者には50万円以下の過料が科されることとなりました（第一種施設のみ、2019年7月1日から施行）。法律では、施設を3種類に区分し、その区分ごとに規制内容を定めています。【表1】

まず、学校や病院、行政機関の庁舎は、法律上「第一種施設」と呼ばれ、敷地内禁煙となります。

これにより、屋内は完全禁煙、屋外の敷地内は法律で定める要件を満たす喫煙場所においてのみ喫煙が認められることとなります。

そして、第一種施設にも次に説明する喫煙目的施設にも該当しない多数の者が利用する施設のほとんどは「第二種施設」となります。事業所や飲食店などはこの第二種施設になります。第二種施設では、法律で定める要件を満たす喫煙専用室でのみ喫煙が認められ、その他屋内は全て禁煙となります。第二種施設においては、屋外の敷地内については規制がありません。

なお、たばこ販売店やシガーバーなどの喫煙を主目的とする施設は、「喫煙目的施設」と呼ばれ、第一種施設・第二種施設とは別類型の取扱いとなっています。喫煙目的施設では、法律で定める要件を満たせば、屋内の全部又は一部（喫煙目的室）で飲食等しながらの喫煙が認められています。

喫煙室の設置に当たっては様々な義務が発生。罰則も

改正健康増進法では、多数の者が利用する施設は屋内禁煙が原則となります。その上で、法律で定める要件を満たす喫煙室（喫煙専用室や喫煙目的室）を設ければ、その範囲でのみ、喫煙をすることが可能とな

ります。

喫煙室を設置する際には、施設等の管理権原者等（施設の管理について権原を有する者及び施設の管理者のこと）には、様々な義務が発生します。例えば、「喫煙室を設置する際には、喫煙室と施設の出入口にその旨を示す標識を掲示すること」や「当該喫煙室がたばこの煙の流出を防止するために法律で定める要件を満たすように維持すること」などです。これらに違反すると、自治体からの指導・助言や勧告の対象となり、50万円以下の過料が科される場合があります。また、二十歳未満の者を喫煙室に入れた場合も、自治体からの指導・助言の対象となります。

加熱式たばこ・飲食店における経過措置

加熱式たばこについては、健康影響が科学的に明らかになっていないため、経過措置として、喫煙専用室のかわりに指定たばこ専用喫煙室を設置することが認められています。また、客席面積100㎡以下の個人又は中小企業が経営する飲食店（既存の飲食店に限る）では、喫煙専用室のかわりに喫煙可能室を設置することが認められています。

指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室のどちらも、室内での飲食等が認められています。

【表2】喫煙室（喫煙専用室等）の技術的基準

○ 出入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
○ 壁、天井等によって区画されていること
○ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること
※ 施設内が複数階に分かれている場合においては、フロア分煙が可能
※ 経過措置のある飲食店において、店舗内の全部の場所を喫煙可とする場合は、たばこの煙が流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
※ 施行時点で既に存在している建築物等であって、施設等の管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合は、一定の経過措置を設ける

喫煙室は法律で定める要件を満たさなければならない

喫煙室を設置する場合には、その喫煙室が国が定める技術的基準を満たしていなければなりません。【表2】設置の際には、喫煙室の仕様をよく確認する必要があります。また、設置に当たっては、国で実施している費用助成を活用できる場合があります。詳細は国のホームページをご覧ください。